

「ICA1966年協同組合原則」評註（I）

A Commentary on the ICA Cooperative Principles（I）

菅 沼 正 久

Masahisa Suganuma

目 次

序

I 組合員

II 民主的管理

III 資本に対する利子

（以上本号）

IV 剰余金処分

V 政治と宗教

VI 事業運営

VII 教 育

補論

1. 協同組合原則と農協

2. 協同組合企業の資本運動

以上

序

ICAの1966年協同組合原則は、1937年パリ大会が制定した原則の、第二次大戦後、とくに1960年代の主として「西側」諸国の経済事情のもとでの発展である。1937年原則の歴史的特徴は、ほぼ一世紀の協同組合実践の、とくに企業としての実践の集約である。簡単に云って、1937年原則は協同組合の企業体としての原則を記したものである。

それと比べて、今回の1966年原則は伝統的協同組合原則を継承して、市場競争条件における原則、換言すれば協同組合企業の市場競争原則を提起したものである。これは1960年代に顕著となった「西側」諸国の経済成長と市場をめぐる争奪競争の激化を反映している。市場競争の激化する条件下で企業体としての協同組合が如何に競争に対処するか。1966年原則はこの課題に一応の結論を出した。

しかし、この新原則は、協同組合の事業や組織を論ずるところの少ないのも、一つの特徴である。事業について云えば、1960年代の経済成長と過剰、勤労者生活の変貌の新条件のもとで、協同組合の商品理論と商品政策は、実践的には長足の進歩をしめしているのであって、この方面の経験は1930年代と比べて比較にならない豊富さをしめしている。その経験にもとづく原則の提起は実践家の渴望である。

反面、協同組合の組織は一つの歴史的転機を迎えている。その転機は勤労者生活の変化と、協同組合事業の相対的不振に由来している。勤労者生活の重点は日常消費財から耐久消費財へシフトを変え、たえ間ない新商品の氾濫に悩殺されている。協同組合事業はスーパーマーケットを軸とする流通革新と競争によって、市場的地位を約束する独自性が後退するかにみえて、勤労者の関心をひく力量が弱まっている。

少なくとも勤労者の消費購買の、小生産者の生産物販売の単純な協同によって、協同組合が経済的成果をあげる時代は過ぎ去った。また、資本規模の拡大と強化によって資本を多角の大規模に投下して、企業間競争にうち勝ち、競争の勝利を通じて勤労者を協同組合に組織するという時代でもなくなった。

資本企業としての強化、事業上の進歩は、大衆的影響力のある協同組合の発展にとって不可欠である。しかし、これは協同組合の発展にとり、必要条件ではあるが十分条件ではない。勤労者の生活、小生産者の家計と経営のうえで、ある階層、ある地方、ある時期においてカギ（鍵）となる事業を見出し、その事業を通じて勤労者、小生産者を協同組合に組織すること。これが十分条件である。

ICA1966年協同組合原則は上述の協同組合の現代的要請に全面的に答えたものではない。市場競争の条件のもとでの協同組合の企業体的強化のいくつかの原則を提示したにすぎない。これはまた、現代の協同組合の戦略的課題に答えるものであるから重要である。

小論は日本の協同組合の現実、主としては農協とその連合会、従としては生活協同組合の現実を基礎にして、ICA1966年ウィーン大会決議を考察するものである。逐条評註の方法によって叙述する。

I 組合員

自由意思による加入の原則。「協同組合への加入は自由意思でなければならない。協同組合の門戸は人為的な制限や社会的、政治的、宗教的差別なしに、組合のサービスを利用することができ、組合員としての責任を引き受ける意思のある人びとのすべてに対し、開かれていなければならない」。

この原則的観点から、決定は次の事項に検討を加えている。

1. 協同組合と組合員の関係
2. 自由意思による加入原則とその修正
3. 組合員公開の原則とその制限
4. 協同組合と非組合員との取引、つまり員外利用
5. 脱退の自由と脱退者の義務
6. 上級の協同組合組織

第1. 協同組合と組合員の関係

「基本的に重要なことは協同組合の提供するサービスを自分自身で利用する人が組合員となるべきものであるし、また実際に組合員になるということ、逆に云うと協同組合の組合員は組合が提供することのできるサービス、組合の提供するサービスを必要とする人によって構成されることである。

もう一つの基本的に考慮すべきことは、協同組合運動そのものの性格に由来するものである。すなわち、協同組合運動は社会運動であるから多くの支持者を求めようとする。と同時に経済組織体

としてその活動領域を拡大しようとする。したがって組合員となる資格を有する人が加入しよとすれば喜んで迎え入れるだけでなく、そういった人びとの立場と必要とを満たすに適当な組合への加入を促進したり援助したりするということである。

明らかに組合員に関するあらゆる問題は、二つの補完的立場、すなわち協同組合の立場と組合員の立場の両面から検討することができるし、また検討しなければならない。協同組合と組合員のそれぞれが自己の利益を求めて行動しようとする自由はどこかで譲歩しあい、融和されるべきである。

(評註)

ICA原則の特徴は、協同組合を協同組合（企業）と組合員とに分ける二元論に立脚していることである。これは原則と云うよりは事実関係の承認にすぎない。それによると、協同組合はサービス提供者であり、組合員はサービス需要者である。その意味では両者は相互補完的であり、協同組合はこうした補完的關係によって成立している。それはある程度商品需給、売買関係と共通している。こうした商品売買＝補完的關係は、店舗と顧客の關係と類似したもので、協同組合の企業体としての成熟を表現している。

しかし周知のように協同組合は、組合と組合員の単純な売買商品關係によって成り立つものではない。協同組合はある程度において、勤労者の協同組合形態の集団である。また出資者と資本企業との關係であり、また出資者であるという資格において、利用者と店舗の關係である。ここには三重の關係が存在している。組織集団の構成員、事業利用者、出資者の三重の關係である。

この協同組合における協同組合と組合員の三重の關係は単純な並列關係ではない。ICA決議の云うように、「協同組合運動そのものの性格」を一定の目標をもった「社会運動」であるとする立場に立てば、協同組合はそうした目的集団と構成員の關係が基本となり、これが協同組合の特色を規定する。しかしこれはすべての協同組合について云えることでなく、そのような「社会運動」を推進する協同組合についての規定である。それとは異なって「経済組織体としてその活動領域を拡大する」場合、例えば商企業として商品販売の占

有率を追求する場合、それは協同組合企業の顧客獲得運動であるから、その協同組合の特質は店舗と利用者との関係、商品売買関係である。

ここにしめされる協同組合の二つの側面、二つの傾向は二者択一のものでなく、協同組合事業の全過程を貫く二つの傾向であり、協同組合はこうした二つの傾向の二者闘争の過程として推移するとみるべきであろう。

ここで社会階級としての勤労者の立場から、協同組合の機能を論ずるならば、協同組合は勤労者が資本制商品の価値実現の対象としての地位から脱却して、換言すると受身の商品購入、消費者の地位から脱却して、資本制商品貨幣経済の容認という体制内の枠のもとであるにせよ、資本制商品経済制度に積極的に働きかける手段である。この点において協同組合は労働組合と並び立つ資本制社会における勤労者の階級組織である。

しかしまた、勤労者の階級組織であるのと同じウエイトで云えることは、協同組合は資本制商品経済の一つの企業形態であり、株式会社形態と比べて、大衆性の濃厚な商企業である。このことに関しても指摘すべきことは、協同組合がもつ勤労者の階級組織であるという側面と、資本制商品経済の企業形態であるという側面、この二つの側面は、この社会において協同組合の全過程を貫徹する二者闘争的な二つの傾向をなすということである。

第2. 自由意思による加入原則とその修正

「個人は協同組合に加入し、他の組合員と同等の立場で、その経済的社会的利益を享受する自由をもつべきであり、その限りにおいてその組合員は自分自身に課せられた責任を分担すべきである。しかし個人が加入するか否かは、法律や制度によって直接的に、また社会的政治的圧力によって間接的にも強制されるものではない。

あくまでも協同組合の価値を自由に評価し、個人の受ける経済的利益と自主性を配慮して、自分自身で加入を決意するのが本来の姿である。それと同時に、個人は協同組合の提供するサービスがもはや必要でなくなった場合、協同組合から脱退する自由をもつことができる。

しかし事柄の性質上、このような自由が完全に

保たれることは難しい。より広範な適用と、より本質的、実際の効果を考慮するならば、この自由を無視したり修正したりすることもできる」。

法律による加入の強制。

政府が「生産者の販売上の立場を改善し所得を向上させようとする協同組合の自主的な努力」を支持して、反対派を抑えて、「生産者の大半が賛成するのであれば、生産者の全員を協同組合に加入させること、あるいは生産物の全量を協同組合を通じて販売させることを法律で強制するという方法で干渉する」。

また、「協同組合が灌漑施設の設置、共同防除、新しい栽培技術の導入」に際し、少数の反対により計画と設計の変更を余儀なくされる場合、「加入拒否は基本的には反社会的行為であるとみなし、全共同体の利益のために」反対を抑制する。

「他方、協同組合は組合員全体の利益にとって必要である場合、加入申込を考慮または拒否する自由を、組合員資格を停止する権利と同様にもつ」。

(評註)

協同組合への加入はなぜ勤労者の自由意思によらなければならないのか。自由意思による加入の原則は、個人が協同組合から個人の必要とする利益を享受できないときに、自由に脱退できるとする権利の承認と不可分である。つまり加入の自由と脱退の自由は不可分であるが、その不可分の関係をとって結ぶものは何か。このことが「協同組合の価値を自由に評価し、個人の受ける経済的利益と自主性を配慮して自分自身で加入を決意する」と表現されている。

つまり、二つの要素がある。一つは「協同組合の価値を自由に評価」すること、二つは「個人の受ける経済的利益」の配慮である。後者の利益享受は個人が参加してはじめて協同組合的活動が成立するのであるから、加入それ自体が相手を利するものであり、それによって利益享受が可能となるのであるから、利益享受とは具体的には相互利益の形成と云うのが正しい。

「協同組合の価値を自由に評価する」ということは何か。協同組合的活動を意味する。すなわち、協同組合は勤労者個人の参加によって形成されるものであり、その協同組合から個人は利益を享受

する。協同組合はそのような活動体であり、協同組合的企業もその基礎は活動体である。その協同組合的活動体はその存在自体が社会に対する働きかけであり、活動体の強大化は社会的作用を漸次に増幅する。社会的作用の増幅が拡大し強大になればなるほど、組合員の利益享受は大きなものとなる。そのような協同組合的活動体は自由意思による加入によって形づくられるものであり、換言すると自由人の連合である。

自由人の連合であるはずの協同組合に対し、政府もしくは法律による加入強制を承認することができるか。また協同組合自体が加入拒否、組合員の資格停止などの強権を許されるのか。これらは一般的に否定されなくてはならない。すなわち、「組合員全体の利益にとって必要である場合、加入申込を考慮または拒否する自由」があるというのである。一見、妥当な権利であるかのようである。しかし「組合員全体の利益」にもとづく是非の判断は、組合員が協同組合的活動を共有する経験にもとづくべきものであって、未然に判断すべきことではない。すなわち、協同組合が判断することではなく、組合員が判断することである。

第3. 組合員公開の原則とその制限

「組合員公開の規則を、協同組合へ加入希望するものすべてを組合員にすると解釈するのは誤りである。……

「組合員相互の結びつきを乱すもの」や「貯蓄貸付銀行や信用組合における信用のおけないものの加入拒否」

「協同組合の秩序ある経済的経営を維持し、不健全な競争を避けるために設けられた、他の協同組合の事業区域からの組合員の加入排除」

「自分自身ないしはその団体の構成員以外のものの生産物の販売取扱いや労働のために協同組合に加入を希望する、また協同組合を組織しようとする個人または団体は、「平等の立場を有する人間同士の相互扶助組織」である協同組合の基本原則にもとづいて行動しているとは云えない」

「以上の諸制限を考慮して考えると、広い意味での“組合員公開”の規則が普遍的に適用され、適用しなければならぬ分野は消費組合である。な

ぜなら万人が皆同じように消費するのだからである。その他の種類の協同組合の場合には更にはっきりした制限が存在する」。

「特に専門化した生産者の協同組合の場合」

「組合員自身がそこで日々の職を得ている労働者生産協同組合の場合」

「住宅施設の供給活動を行なっている住宅組合」

「上述の諸例から組合員の加入認可には自然制約のあることが十分に説明される。このような制限があるにせよ、協同組合から受ける利益と引き換えに組合員としての義務を忠実に履行する人びとを率直に組合へ受け入れるという方針をとる限りは、協同組合は組合によってもたらされる利益を皆で分ち合うという自主的な運動としての協同組合の固有の性格を保持するものと云える。

「経済上の制限とも呼ぶべきある種の制限措置がある。これは加入資格をもっていない経済的、財政的な理由のために乗り越えられない壁を、協同組合が設けてしまうことである。……高額の加入金、最低出資金額」

「もう一つの制限措置はいささか具体性に欠ける“思想的なもの”である。……

この問題がもっとも起り易い分野は……政治と宗教の分野である。

「一般的に云って制限政策は、単に協同組合の経済的發展を妨げるだけでなく、協同組合の特性を変えてしまう。……

さまざまな修正をも含めて組合員公開の規則は、協同組合が一般の企業体と何の変わりもないものへ退化してしまうことを防ぐ、欠くことのできない砦となるはずのものである。」

(評註)

協同組合は勤労者をひろく協同組合運動に吸収するために、門戸を開放し、組合員公開の原則を堅持する。ICA決議はこの組合員公開原則を検討するに際し、この原則には種々の公開制限条項の付帯することを指摘している。設けてはならない制限、妥当な制限を論じた。そして結論として「制限政策は単に協同組合の経済的發展を妨げるだけでなく、協同組合の特性をも変えてしまう」と注釈した。この点に異論はない。しかし問題は制限政策一般に無く、制限と表裏して生まれる各

種、各地方の協同組合が如何にして協同組合としての共通の目標に向って進むかにある。

協同組合における組合員加入に関する妥当な制限条項は、組合員の自由人としての結合を促す積極的な条件である。このような制限は、この制限に抵触して加入を拒否された勤労者が、他の協同組合を設立し活動を開始するようにする援助と表裏でなければならない。同種の協同組合が隣接地区や他企業、学校内に設立されるであろう。異種協同組合が同一の地区に設立されるであろう。

これは制限措置の一つの結果である。つまり、加入の資格条件を満たしているにもかかわらず、協同組合の側の加入制限によって加入できなかった勤労者が、別の協同組合を創設するのは制限措置の一つの結果である。この場合の予定された課題は同種協同組合の地区を異にしての並設、同一地区での異種協同組合の設立という事情のもとで、これらの協同組合を一つの協同組合活動に結びつける方策を準備することである。この方策が準備されない加入制限措置は、協同組合活動の妨害以外の何ものでもない。ちなみに諸協同組合を一つの協同組合活動に結びつけ合流させる方策とは、例えば協同組合協議会であり連合会などであろう。

第4. 協同組合と非組合員との取引、つまり員外利用

「先進国の工業および農業の分野で活動している協同組合は、非組合員との取引を避けることが極めて難しい。非組合員は潜在的な組合員である。非組合員が一度協同組合を利用し、そのサービスに満足すれば、再び利用することは当然である。そこで多くの賢明な協同組合は、非組合員の利用高配当〔に相当する金額の資金……引用者〕を積立てておいて、それが最低出資金の額に見合うようになった時、組合加入の機会を与え、組合と彼らとの関係を永続性のあるものとするというやり方をとっている。

一方、加入制限措置をとる協同組合では、現在の組合員が排他的なグループを形成する傾向があり、その民主的性格は次第に疑わしいものとなり、事業のやり方も次第に利益追求の企業と大差のないものとなりつつある。……

「組合員と非組合員との区別が不明瞭なものにな

ると、自然に組合員公開の有効性も減少してしまう。リスクを背負っているのは組合員だけであるから、組合の剰余金の配分を受ける権利をもつのも組合員だけである。しかし、その権利は組合員が自ら組合を利用することによって生じた剰余金についてだけ云いうことである。非組合員が組合を利用することによって生じたすべての剰余金の扱いについては、組合は細心の注意を払うべきであり、非組合員が将来、組合に加入するための準備として積立を行なわない場合には、それらの剰余金を組合員だけに限定せず、広い範囲で共同体全体の共通の利益のために活用すべきである。「現代の取引形態の下では組合員と非組合員とははっきり区別することが次第に難しくなってきた。先進国の都市における消費組合の店舗は一般に公開されており、ある国々の協同組合運動はそのことを一つの権利として主張している。少なくとも一般公開は価格調整機関としての協同組合の有効性とその発展を増大するための必要条件であるとしている。」

（評注）

協同組合における員外利用の許容、協同組合と非組合員との取引の許容は、協同組合の事業と組織の関連上の核心の問題である。云わずもがなのことであるが、購買事業における商品仕入れ、販売事業における商品販売は、すべて非組合員との取引に属するもので、この主題の範囲外にあることに留意しておきたい。

通常の意味における員外利用についてICA決議が予定している生活購買品事業に即して考案すると、それはまず、協同組合運動の発展上、勤労者の多数を組合員として獲得し加入を促進するために不可避の方法である。一定程度の員外利用の許容なしに協同組合が組合員を獲得し、増加させることはできないからである。

第2にしかし、員外利用をふくむ協同組合利用の一般公開は、組合員の獲得による組織の発展という協同組合運動の発展方策をおろそかにし、事業量の増大を単純に追求するという営利主義の危険をはらむものである。これは員外利用の許容が協同組合発展にとって不可欠であることと矛盾する。組織上の節度を欠いた員外利用の許容は、組

会員と非組合員のあいだの区別をあいまいにし、ひいては組合員公開の原則を無意味なものにすることになる。

第3に一部の国における協同組合利用の一般公開が協同組合の価格調整機能として有効であると主張は、単純に肯定することはできない。なぜなら協同組合価格の社会的影響の波及は、まず何よりも組合員による利用、利益の享受を媒介にするからである。これは市場競争経済の条件のもとでの協同組合活動の発展の基本型をなすもので、協同組合店舗と他の競争店舗の直接の価格競争と区別されるものである。

第4に員外利用に由来して発生した剰余金の処理についての見解は、いささか空論の感が強い。例えば当該の員外利用者の将来における組合加入に備えて、準備積立て金とする論がある。毎日の員外利用の確認と記録が困難であるという事務処理からみて空論と云うべきであろう。また仮に員外利用に由来する剰余金の区別が可能であるとしても、それを組合員への配当の基金とみなすか、将来の加入に備えての積立金とするか、更に共同利用施設へ充当するか、その処理判断は組合員に委ねられるもので、それを拘束する規則は存在しないと考えるべきであろう。

第5. 脱退の自由と脱退者の義務

「個人の協同組合への加入が自由であるならば、原則としてその脱退も自由でなくてはならない。しかし、脱退によって、組合員であった時の責任からただちに解放されるものではない。その個人には組合の利益を考慮すべき義務があり、組合側にも経営管理の面からその利益を守る義務がある。一般に組合脱退者は出資金の返還を要求する。だが、一人で多額の出資をしている組合員が、あるいは一時に多数の組合員が脱退するに際して、出資金の返還を求めたならば、組合にとって不都合となるばかりか、財政状態が危険となる可能性がある。そのために組合の定款には、組合からの脱退や出資金の引出し、移動に関する規定、時としては脱退後の組合員の債務期限に関する規定が含まれている。

(評註)

ICAの決定によると、協同組合の加入、脱退はともに自由であるが、加入に比べて脱退の自由は拘束されたものになっている。脱退の自由が拘束をうける事情は、主として財務の安定に由来するものである。しかし、これは脱退後の財務上の責任を示すものではなく、脱退手続上の拘束を云うものである。脱退後は組織上、財務上の一切の責任から解放されるものである。拘束は脱退意向の表明から承認に至る過程に現われる。巨額出資の組合員の脱退は、例えば出資金の分割返還、最終返還の終了後とするなどの契約を要するであろう。

しかし、通常定款に最高出資額を制限する規定があり、巨額出資組合員の脱退、出資金返還、財務不安定化といった事態を回避する措置がとられている。また一時に多数の組合員が脱退することは通常は発生しないものとみるべきで、そうした事態が発生するとすれば事件であって、定款の規定を以てしても防止し難く、組織問題として対処する以外に方法はない。

第6. 上級の協同組合組織

「単位組合以上の協同組合組織は通常、単位組合か、単位組合と個人の両者から成り立っている。ごく僅かな例外を除き、これらの組織への加入、脱退の方法は、すでに検討した単位組合の場合と殆んど同じであり、原則問題としてとくに問題とすべきことはない。それらの組織の構成員の中にその組織の協同組合としての性格を傷つける程ではないにせよ、協同組合運動の一員とはみなし難い少数の法人がふくまれていることがあるが、それが特殊な専門的サービスのためにつくられた組織の場合には、組織自体の性格もいささか特殊であるために、十分な検討が必要であろう。……

重要なことは組織の法的規定がどうなっているかではなく、協同組合原則が実際に守られているかどうかということである。

(評註)

「単位組合以上の協同組合組織」は端的に云って連合会である。連合会が組織であるか機関である

か、機関としてはどの性質の機関であるか。議論の余地のある問題である。ICA決議はこの問題を素通りして、組織であるとみなし、組織の準則は「単位組合の場合と殆ど同じ」であると結論している。

私見では連合会は単位協同組合の資本醸出による機関である。したがって単位組合のように、自由人の連合ともよぶべき組織ではない。資本醸出による機関であるが、これを単位協同組合の資本企業体の側面に派生した企業体連合とみなしても同義であって差支えない。

つぎにICA決議は「特殊な専門的サービスのためにつくられた組織」に論及している。これは、日本の協同組合制度における「協同会社」を意味していると思う。協同会社論は現在のところその歴史の浅いことにも由来して、定論がない。賛否両論は鮮明に対立している。しかしその存立の一つの契機として、第1に専門機能の強化、第2に経営管理上の権限と責任の分化による責任制の強化措置を指摘できる。これは日本の場合、農協、生協の巨大企業化の所産である。

第7 結 論

「すでに述べたような人為的差別や制限のない組合員の任意加入制度は、経済組織体としての協同組合の基本的性格として維持されなければならない。なぜならばそれは、直接の目的にせよ究極の目的にせよ、それを達成するためには必要不可欠のものだからである。……個人は自分の意思に反して組合員として組合に留まることを強制されることはないし、組合は組合の利益に反する行動をとったり、組合の目的に反対している人物を組合員として留めておく義務もない」

(評註)

協同組合の組織構成原則に関する評論の末尾において三つのことを論じておく。その第1は組合員の任意加入、脱退制度は、協同組合の目的「を達成するためには必要不可欠のものだ」とする点である。ICA決議はその第1部序説において「協同組合原則と理想」を論じて、協同組合の目的と使命に論及している。

「すべての時代に共通する要素は、協同組合というものは如何なる時においても、それを構成する組合員の利益の増進を越えたあるものを意図することであった。その目的とは人類の進歩と福祉を増進せしめることであった。これこそが協同組合が他の一般企業と異なる所以であり、協同組合が事業の有効性の面からだけでなく、人間生活を物質的、動物的なもの以上に引き上げるところの、道徳的社会的価値に貢献するという見地での実践をへて正当づけられている所以でもある」。

協同組合のこのような社会的目的と不可分の関係において、協同組合の自由意思による加入、自由意思にもとづく協同組合的結合の原則が提唱されるものである。しかしこの目的にもとづく協同組合活動が、単なる自由意思の加入、結合だけで維持されるものでないことも明白である。政治上、経済上の指導理念、組合員の倫理原則が明示されることの必要性は疑いない。

第2に日本農協の組織構成慣習である。農協には伝統的に自由意思による加入、脱退の原則はない。1930年代の産業組合拡充運動以来農協は部落組織連合という基礎のうえに存立したもので、法形式は別にして、その実質は個人加入組織ではない。したがって個人の脱退もなく、自由意思による協同組合的結合の自由もない。

1960年代において農家の兼業化が一般化し、経済生活上所有農地面積の小面積、「下層」農家が優位に立つにつけて、旧来の部落の身分的権威的秩序の崩壊の兆しが明白になった。「部落の空洞化」とよばれる事態が出現した。それにつれて農協の旧来の組織構成が機能を喪失しはじめた。伝統的な農協の組織構成の崩壊、機能退化は歴史の進歩を意味するものであり、日本の農村地方における近代的協同組合の土壌の肥沃化を示唆するものである。

第3、日本の農協制度における連合会の特殊な役割である。それはすでに歴史的な自明として認知されているように、官僚機構の従属機関という性格であり、政府政策の執行機関という性格である。このことが連合会は組織でなくて機関であるという認識を生む。また、協同組合連合会は一定の条件のもとではその対立物に移行し、官僚機構

の従属、補強機関となることを示している。ここで重要なことは単位協同組合に関することであるが、「協同組合が他の一般企業と異なる所以」はその議決執行機関が容易に民主的性質を喪失し、官僚機構の従属機関に転化することである。これは株式会社企業形態と対比しての協同組合的企業形態の特質を示すものである。

II 民主的管理

本来、組織の民主的運営はその組織に対する総体としての構成員＝構成員群の関係を云う。経済団体としての協同組合にはやや特殊な事情が介在する。例えば、民主的運営は民主的管理として表現されることである。経済に関してはその構成員が経済的に均質であることはあり得ないから、構成員群を云うことはできず、やはり個々の構成員が問われるのである。つまり、組合から組合員が受ける利益は構成員群の総利益でなく、個々の不均等の構成員の不均等な利益——均等な利益は不均等な構成員にとっては不均等な受益を意味する——なのである。

経済的利害については更にもう一つの考慮すべきことがある。それは協同組合が組合員の経済的利害を反映することは条件的であるという事情である。すなわち、その利害が事業化されるものに限定され、更にその事業が企業的経営の対象となり得るものに限定される。したがって組合員の利害、事業としての適否、企業経営の許容度の三者が鼎立する。ここに組合員の主権的行為である、企業経営についての民主的管理の限界がある。

ICA決議が協同組合の民主的管理について加えた検討は以下の諸項目である。

- 1 民主的な運営管理
- 2 一人一票の表決原則と現代
- 3 民主主義と連合会制度
- 4 発展途上国における協同組合と政府の関係

第1. 協同組合の民主的運営管理

「協同組合の第一の、そして最も基本的な目的は、組合員の利益の増進である。与えられた状況の下において組合員の利益が何であるかは、組合員のみが最終的に決定できるものである。したがって

協同組合は、組合員と協議するための、そして組合員の意志を反映させるための適切な方法をもたない限り、永続性のある繁栄を望むことはできない。

そのうえ組合を設立したのは組合員であるし、組合員の継続的な支持と信頼があってこそ組合の活動も活発になるのであるから、組合の経営担当者は特に日常業務の管理者は直接、間接に組合員の選挙によって選ばれ、組合員の信頼を得なければならない。

経営担当者は業務の中で常に組合員に対し責任をもち、その活動について定期的に報告し、その審判を組合員から受けなくてはならない。」

(評註)

きわめて複雑な実情にある協同組合事業運営を、いちじるしく簡潔に論じている。例えば「組合員の利益が何であるかは、組合員のみが最終的に決定できる」とするのは簡潔な結論である。しかし何が自らにとって利益であるか、にわかに判断し難く、また各人各様となる傾向にあるのが、現実である。そうであるからこそ、必ずしも「組合員のみが最終的に決定できる」とは限らず、経験ある協同組合職員が判断する事態が発生する。民主主義に替って事務局専横（ビューロクラシー）が強力になる。

経営担当者についても同じことが指摘される。組合設立者は組合員であることは事実であるが、協同組合の発展につれてその人びとは少数となり、多数は事後の加入の組合員である。組合の事業活動の活発化は究極的には「組合員の経済的な支持と信頼」にかかわるのであろうが、事態はそれ程鮮明ではない。多くの協同組合店舗は公開利用制をとっていて、その活力は必ずしも「組合員の継続的な支持と信頼」を源泉とするものではない。通例、活力は他の同種、競争関係にある店舗との競争力にある。

そのような企業間競争に対処する能力を有する経営担当者が、確実に「組合員の選挙によって選ばれ、組合員の信頼を得る」のが上策である。しかし組合員と経営担当者の関係はそうした上策を可能とする程に直接的な関係でないのが実態である。

組合員による協同組合運営管理は間接的である。組合員が選任するのは理事＝経営政策決定者群である。その中から経営担当者としての常勤理事が選ばれる。経営担当者は各分野の事業管理責任者（部課長）を介して管理責任を遂行する。この重層的経営管理制度のもとでは組合員による事業管理は直接的でなくせいぜい経営担当者に対する管理であり、事業＝モノに対する管理でなく、ヒトに対する管理である。

経営管理の核心をなす経営権はどこから生まれるのか。協同組合企業においては本来的に、機能資本と擬制資本の分化はあり得ない。つまり、擬制資本の関係は存在せず、結果論として資本は一義的に機能資本であり、出資金醸出者はそのままだ機能資本家たり得る関係にある。しかし、その多数の名目上の機能資本家の内部で責任と権限の委譲関係が成り立っている。例えば、最高の議決機関の総会において、組合員主権が総会議決の形式に転化し、その議決にもとづいて経営権が形成される。云いかえると組合員主権が転化して経営権が形成される。そして経営権は企業経営権であり、資本の運動法則から自由ではなく、資本意志の形式化としての側面をもち、その法則にしたがう。この意味で経営権は組合員意志の総会としての総会議決＝経営主権に対し相対的に独自の地位にある。云いかえると組織上の民主主義が経営上の合理主義の制約のもとにおかれる。

第2. 一人一票の表決原則と現代

「もし民主的な原則を具体化しようとするならば協同組合の管理機能の発達も、協同組合運動がごく初期の時代から容認してきた規則や考え方に連なったものでなくてはならない。

「協同組合は株式会社と異なり、元来、人間の組織なのであるから、組合員の地位は平等でなければならず、全組合員が政策決定に参加し、意見を表明する平等の機会をもつべきである。このことを保証するためには一人一票制を採用する以外、他に方法はない。

「協同組合が——とくに今日の営業区域の広い大規模な単位組合、とりわけ消費組合について云えることだが——一人一票制を定款で規定したからと云っても、それだけで効果的な民主的運営が保

証されるわけではない。それは組合員が投票を要請された時と投票する時の環境に相当影響される。組合自体の規模の拡大にせよ、あるいは合併による拡大にせよ、急速に発展している組合では、組合員による総会が民主的な最高機関としての権威と信頼性を失ってきている。そこでしばしば総代会を設け法的に総会の権限と機能を付与している。……しかし、組合員と役員との個人的な面識は薄くなり、執行部と組合員との関係も非人格的なものとなり、組合業務の規模拡大と複雑化は、組合員のみならず、総代の能力では如何ともし難いものとなる。

事業単位が大規模なものへ、より集約的なものへと発展する傾向は一般経済界だけの特質ではなく、協同組合的組織体の特質でもある。したがって協同組合運動は民主的機構を発展させ、中央集権と地方分権を賢明に均衡させることによって時代の要求に応えるように努力しなければならない。……

役員官僚化を防ぐためには、協同組合は組合員の利益を守り、その代弁者としての責任を十分に果たす能力のある総代をもつ必要がある。」

（評註）

本来、民主主義は制度であり手続きの手法である。近代以降、特定の集団、階級にはその利害を反映した民主主義制度がある。協同組合における民主主義、その一部をなす民主的管理も例外ではない。民主的管理は組合員と企業経営の関係を律する準則であって、組合員の多数の意思にもとづいて企業経営を管理する制度である。この制度は恐らく組合員の多数の利益を保障するであろうとする可能性に対する信頼に基礎をおいている。

一人一票の表決原則は民主的管理の重要な手段である。これは組合員の間での多数派を出資金などによらず、組合員の人数によって形成し、その多数が組合員を代表して、企業経営を管理する手続きである。つまり一人一票原則は株式会社の株主総会における持ち株高比例の表決原則に対比されるものであって、それ以上の意味をもつものではない。株式会社株主総会はその表決方式によって単純に多数を確認するだけでなく、株主の間における機能資本と擬制資本の分割をはかり、機能

資本家を生み出す。これと比べると協同組合における一人一票原則の役割は単純である。

1960年代以降の現在、協同組合における民主的管理の新聞問題は協同組合の大規模に由来している。その第1の問題は総会の開催が困難となり、代替措置としね総代会制を導入したことである。総代会において一人一票の表決制を採用するのが通例であるが、似て非なるものと云うべきであろう。一人一票の本来の意味は組合員が自分を他人に代表させることなく、人格的に会議に臨み、自身が討論に参加し表決に参加することにあるからである。

第2の問題は組合員の民主的管理が後退することである。組合員数の大規模化は通例、企業経営規模の拡大をもたらす。経営規模の拡大は一連の経営管理改革によって規模拡大の経営効果を発揮する。しかし、規模拡大における管理改革は経営合理化策であって、組合員による民主管理の要請に応えるものでなく、一般的には民主的管理の形骸化などの後退を招来する。

一般的に企業の規模拡大は、一方では市場占有率の向上により経済効果を高める。他方では経営合理化により経営効果を高める。一般企業においてはこの経済上、経営上の双方の効果の発揮によって目的を達するのであるが、協同組合においては民主的管理の要請を満たすものでなくてはならない。この要請を満たすことは通例困難であり、民主的管理の後退は避け難い。この点で協同組合の規模拡大は限度があり、条件的である。

なお、この場合、一般企業における規模拡大、経営合理化において促進される「所有と経営の分離」の問題を考察する必要がある。株式会社におけるその資本的有とは機能資本家による機能資本の所有である。協同組合においては資本は機能資本と擬制資本に分化することがなく、したがって機能資本をめぐる「所有と経営の分離」方策は該当しない。この意味において協同組合企業における経営合理化はいちじるしく制限されたものであると云うべきであろう。

大規模農協化にともなって、組合員による民主的運営も新たな局面を迎えたと云うべきであろう。

留意すべきは協同組合の時代背景の変化である。組合員の一人一票制による民主的運営そのものに

価値のあった時代は去った。それは団結の生み出す経済力量を有意義とする時代が去ったことである。そして協同組合が主に企業体として、規模拡大をもたらす合理的な経営にもとづく企業間競争における優位に意義があり、その優位に由来する優れたサービスを以て組合員に給付する時代が到来した。協同組合がその独特な企業形態を通じて社会的に有意義であり、組合員にとって経済的に価値ある存在であるためには、協同組合は企業間競争の勝者でなければならない。ある意味において現代はまさにそのような時代である。

協同組合が組合員の団結が創出する経済力量に依拠する時代から企業経営の合理化がもたらす経済力量に依拠する時代への推移。まさにその推移に照応する如くにして、協同組合は総会制から総代会制へと推移した。総代会制は総会の開催と議事を困難にした大規模協同組合に固有の議決方式である。

総会の開催が困難となった事情は主として協同組合が資本経営規模の拡大を追求した結果、巨大な組織規模の協同組合が出現したことにある。そして総代会は単純に総会に代位するものでない。まず総会制の否定である。それは性質の異なった議決機関の出現であり、その意味で協同組合的民主主義の象徴された「一人一票方式」は総会制とともに過去のものとなったのである。何故ならば「一人一票」には代理議決は含まれないからである。この現状における理論的関心は総代会運営における協同組合的特質の解明にある。総会制のもの「一人一票方式」に匹敵する程の特質として総代会制において何を見出すことができるのか？

第3. 民主主義と連合会制度 (大規模化と官僚化)

「事業単位が大規模なものへ、より集約的なものへと発展する傾向は一般経済界だけの特質ではなく協同組合的組織体の特質でもある。したがって協同組合運動は民主的機構を発展させ中央集権と地方分権を賢明に均衡させることによって時代の要求に応えるように努力する。

単位組合の業務がより多くの経験を積んだ専門家に委ねられるようになり、より多くの決定が業務機構の中の少数の役員によって行なわれよう

ると、地方の単位組織を結合したり組合員の意思を反映させることが一層重要になる。

役員官僚化を防ぐためには、協同組合は組合員の利益を守り、その代弁者としての責任を十分に果たす能力をもった総代をもつ必要がある。このためには組合員の組織全体が組合の事業について十分知らされていなければならない。」

(連合会制度)

「ここにおいて事業単位の大規模化という重要な局面との関係において、民主主義について考えてみる必要がある。大規模運営は従来、第2段階あるいは第3段階の連合組織によって果されてきた役割であり、その役割は今後ますます増大する。

協同組合が協同して組織した連合組織は疑いもなく協同組合の基本的な規則にもとづいて組織された単位組合と同等の義務を有する協同組合組織である。連合組織の会員の権利はすべて平等である。この平等性が連合組織の民主的運営に正しい基礎を与える。

①「単位組合と同じように一人一票の原則を連合会に適用すること」、

「連合組織の会員組合相互間に規模の不均衡がない限り」適用

②「もう一つの方法」 「人間的な要素に重きをおいたもの」 = 「会員組合の組合員数に応じ投票数を配分するやり方」

「この方法の変形」 = 「組合員数に基礎をおいて算出された出資金の額に応じて投票権の数を決定する方法」

③「購買量や販売量など会員組織の利用度も考慮に入れる傾向」

「団結、公平、効率のために必要なあるいは望ましい譲歩」

(評註)

1. 「事業単位が大規模なものへ、より集約的なものへと発展する傾向」が一般経済界と協同組合が共有する傾向であるとすると、それは如何なる性質の傾向であるのか？ それは企業間競争に由来する傾向である。一般的には企業間競争のあるところ、つねに事業単位(ロット)の大規模化は不可避と云うべきであろう。

競争社会においては協同組合も企業間競争を

回避できないが、その具体的形態は特異である。協同組合の競争は一般的に云って会社形態などの企業との競争である。したがって企業間競争の手段としての合併、大規模化は協同組合相互の合併であり、その合併は競争相手である他企業との関係では、事業費や資本規模の集積であっても、集中を意味せず、占有率は変わらない。そのような合併、大規模化の効果は、市場占有状況など経済に関連するものでなく、専ら、経営の合理化の促進として要約できるものである。

2. ICAのこの決議は事業単位の大規模化を、単位協同組合の合併とともに、連合会の肥大化としても示唆している。「中央集権と地方分権との均衡」「大規模運営は従来第2段階、第3段階の連合組織によって果された役割」などの叙述がある。しかし、連合会による事業量の大規模な集積と単位協同組合の合併などによる事業量の大規模集積とは性質を異にするから同一に論ずることはできない。

協同組合の事業量集積が連合会事業の形式をとる場合は、それは例えば協同組合事業の卸売市場への進出であり、その効果は卸売市場進出に伴う市場経済の効果の取得であり、経済的效果に属する。しかし協同組合の合併による事業量集積は小売市場(末端市場)における個別企業の経営方策に関することであり、その効果は資本規模、事業規模の拡大によるコスト低減などの経済的效果に属する。

この場合、単位協同組合事業の大規模化が協同組合合併ではなく、「協同組合間協同」として実現した場合は、同級市場での事業量集積による経済効果が主な結果となる。この点については協同組合合併においても、その程度の経済的效果が期待されると云うことはできる。

3. 「多くの経験を積んだ専門家」への委任、
「少数の役員官僚化」の弊害とそれに対応する措置としての「能力ある総代」について。決議は「今日の社会的経済的条件下で、協同組合運動の基本的民主性を維持するために重大かつ緊要な問題があること」を指摘した。但しその問題が具体的には何であるか、またどのような

性質の問題であるかには言及しなかった。またその問題が「役員の官僚化」をどのようにして惹き起すのか、そして「組合員の利益を守り、その代弁者としての責任を十分に果たす能力をもった総代」によって解決されるものなのか、にも言及しなかった。

私の理解では「協同組合運動の基本的民主性を維持するために重大かつ緊要な問題」とは、産業独占の利害と勤労者の利害との対立に由来するものである。それはしばしば協同組合連合会と協同組合の間の矛盾として表現され、また協同組合の役員と組合員間の矛盾として表現されるものである。

ここで論究すべき問題は、協同組合活動における「経験を積んだ専門家」の位置である。現代資本主義の条件のもとで協同組合の事業は多岐に亘るようになり、実務は複雑性を増した。専門技術者の登用は不可欠となった。日本の協同組合における「学識経験者」の登用である。

学識経験者、専門技術者の登用は一般企業においては摩擦性の問題を惹起しないが、協同組合とその企業においては、その事業（企画）は組合員の必要を充足すべきものであり、議決執行は出資金を拠出した組合員である理事にこそ委任されるものであり、企業の運営管理の責任は組合員である理事にこそ負わせるべきものである。この企画、議決、管理の三環節において、今日、学識経験者、専門技術者の登用が求められている。そのような非組合員専門家の登用は、「協同組合運動の基本的な民主性」を抵触するところは極力最少限に抑えられなければならない。とすると非組合員専門家の登用は議決、執行機関では回避し、企画と管理の分野に限定されることになる。

4. 連合会の性質。「連合組織は疑いもなく、協同組合の基本的な規則にもとづいて組織された単位協同組合と同等の義務を有する協同組合組織である」とする規定は吟味を要する。

周知のように連合会は特定の事業目的をもって、事業種類別に、「協同組合の基本的な規則にもとづいて組織された単位協同組合」によって設置される。この場合、国家政策の要請によ

って単位協同組合の組織化が成熟するのを待たずして連合会が設置された1920年代と1947～48年当時の日本の例は論外とする。

連合会は最も好ましい成立経過を経た場合であっても、協同組合形態の企業ないし集団が構成するものであって、勤労者の個人的発意によるものでなく、運営上も個人あるいは個人の代表がその衝に当るものではない。したがって協同組合的民主主義の象徴とされる一人一票制が機能する条件はない。このような連合会は協同組合組織としての基本的要件を欠くものであり、むしろ単位協同組合の運営が必要とする事業上の特定の役割を担当する機関と云うべきであろう。

しかし、現代資本主義の特殊な条件、例えば巨大商業資本、金融資本が優勢に立つ、卸売市場ないし都市市場が小売市場、地方市場に対し支配的な影響力をもつという市場条件においては、卸売資本あるいは都市資本としての連合会は小売資本あるいは地方資本としての単位協同組合に対し支配、系列化の関係をづくり出しやすい。これがICA決議が「協同組合運動は民主的機構を発展させ、中央集権と地方分権を賢明に均衡させる」べく問題を提起した背景である。しかし、留意すべきは中央集権と地方分権の均衡という人為的な努力にもかかわらず、連合会と協同組合の系列的関係の背景をなす、卸売資本、都市資本の小売資本、地方資本に対する支配的關係という社会的経済的構造は人為的及ばないところにあることである。

5. 連合会運営と民主主義。連合会運営と民主主義の問題に関して、ICA決議は総会議決という矮小な問題に限定して論じた。主張はまず、「連合組織の会員の権利はすべて平等である。この平等性が連合組織の民主的運営に正しい基礎を与える」として、一人一票の原則の適用を提唱した。他方、「連合組織の会員相互間に規模の不均衡」があることを考慮して「会員組合の組合員数に応じた投票の配分」という方法、その変形として「組合員数に基礎をおいて算出された出資金の額に応じて投票権の数を決定するという方法」を提唱した。

そして第3に「購買量や販売量など会員組織の利用度を考慮」して投票権の数を決定する方法」を提唱した。

そしてそのいずれの方法も「現実的角度から経験に照らして投票権を配分したものであって組合員を基礎にして定められるべき投票権の問題を極端に違った方向に導いていくものではない。云うなれば、団結・公平・効率のために必要なあるいは望ましい譲歩なのである」

極めて常識的な解説であるが、この皮相に属する解説の深層を問うならば、団結の要請、公平・効率の要求に性質の差を見出すのは容易であろう。団結の要請とはその状況を異にした各様の単位協同組合の相輔相成に由来するものである。各種各様の協同組合は連合会会員として利益を共有し、負担も共有する。これに対し、公平と効率の要求は異質である。公平を経済的公平と理解するならば、投票権を出資金、事業量、利用量などの経済的条件に見合せて配分することであろう。効率も同じ性質の準則を意味し、より大量の利用高を考慮して投票権を配分することであろう。

連合会総会（総代会）における投票権は、「連合会の会員の権利はすべて平等である」とする主旨にもとづいて配分されるのが妥当である。この場合平等投票権は必ずしも同数投票権を意味するものでなく、出資金、事業量、利用量などの条件を考慮していくらかの追加投票権が配分されるのであるが、その差は平等投票権の原則を脅かすものであってはならない。

第4. 発展途上国における協同組合と政府の関係

「協同組合経営に関するここでの論議は適当な民主的機構と教育の媒体が与えられたら、組合員は原則として有能な方法で、自らの利益のために事業を管理できるという仮説の上に立っている。

「地球上の相当部分でこの仮説は適用されず、「多数の新興国では民衆は協同組合を学びはじめたばかりであり、外部からの助言や指導なくして組合を健全に運営することは困難である……

援助 1. 政府から

2. 協同組合的方法や理念に好意的な

機関や個人から

「協同組合にも一般の企業体と同じように国の法律に従い、国家や立案当局から課せられた規則に従う義務のあることは別にして、“協同組合の民主的管理”のなかには、外部の支配からの独立という自治権が含まれている……

「自治とは民主主義の必然的結果である。だが発展の初期の段階にある協同組合では民主的機関もおそらく未発達であり、民主的手続を推進したり、民主的規律に服する組合員の能力も不十分であることも認めなければならない。

(評註)

1. ICAが発展途上国の協同組合に関心を示したことは進歩として歓迎される。しかし、西欧市民社会に由来する各項の協同組合原則が、市民社会の歴史もなく、将来、西欧型の市民社会を予定されない、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国ではたして適用しうるか否か、検討の余地がある。1900年以降、すでに80年を経過した日本協同組合が依然としてICA協同組合原則の示す協同組合と比べて異質である体験は、その意味はけっして軽くない。注目すべきことはそこでは協同組合が当初から国家目的の手段とされ、行政の政策と政策機構に順応するものとして哺育されたこと、また「外部の支配からの独立という自治権」が容認されず自治権取得のための組合員による運動さえなかったこと、そして「組合員は原則として有能な方法で自らの利益のために事業を管理できるという仮説」が80年という一世紀近い歴史的仮説にとどまっていることである。この仮説は虚構の感を否定できない。

2. 歴史的教訓の最たるものは協同組合という企業形態、連合会を頂点とした経済システムは国家の政策機構として十分に有能であったことである。なぜ、株式会社に見出すことのできない能力が協同組合には具備されているのか。同じ零細資金の醸出、集合である両形態の企業のうち、協同組合のみが国家の政策機構の用に供され、しかも有能であった。

その根拠は、1. 協同組合は単純な資本企業体ではなく、企業と事業を介して勤労者が人格

的に結合していること、2. 資本醸出の最高額が制限されているため少数個人の支配が制限され、また議決における一人一票原則により資本支配が制限されていること、3. 私的個人の資本の集合体であるにも拘らず、株式会社のような特定少数の機能資本家の存在を否定しているため、その反面として企業の“公共性”をしるばせること。この諸事情が民間任意の協同組合が国家の政策機構に編入され、その用に供された根柢をなす。

Ⅲ 資本に対する利子

ICA決議は本章と次章において協同組合における資本調達および剰余金の配分を論じた。本章では「資本に対する利子」、つまり日本の慣用語で云う出資高配当を軸にして、資本調達の最近の傾向を指摘している。次章は出資高配当以外の剰余金の分配について検討を加えている。すなわち、本章は「生産における他の諸要素との関連での出資金に対する公正な報酬の問題」を論じている。次章に「残された問題は、組合活動から生じた剰余金をどのようにして組合員に公正に分配するか」の検討である。本章と次章にわたって資本問題が検討された。

まず本章の検討は第1に資金調達原則、第2、企業間競争と資金調達の多様化の二部分に分れる。第1の資金調達原則は協同組合における資本の役割、二本建ての資金自賄い方式を論じた。第2、企業間競争と資金調達の多様化は、競争と蓄積、現代協同組合の資本構成、出資高配当原則を論じた。

第1. 資金調達原則

(協同組合における資本の役割)

「協同組合という経済制度はその結合原理や民主的管理機構の原理においてだけでなく、成功している組合が組合員にもたらす内部留保やその他の経済的利益の分配を決定する方法においても、利潤追求を目的とする一般企業の方法と袂を別ってきた。……19世紀の社会では、……協同組合……の究極の目的は彼らが富と所得の分配において“公正”と名づけた独特の新しい社会秩序を確立

することであった」

「ロッチテールの先駆者たちは店舗の開設という当面の企てと、共同体の建設という究極的な計画のためには資本は不可欠であると痛感した。彼らは資本を使用することによって労働の生産性が高まることから、出資者に対して報酬を支払うことを認めた。

しかし、彼らの考え方は資本のために働く労働あるいは資本の所有者のために働く労働ではなく、資本を使って働く労働であった。したがって彼らは公正な利率での利子の支払いについての要求は受け入れられなくても、他の生産諸要素に対して市場平均率による報酬を支払った後に残された剰余の如何なる部分についても出資者がそれを要求することを拒否した。

ここでは利子や剰余金の分配や使用に関する協同組合の規則は、経済組織の創出したものを、利潤の支配する経済界にみられる方法よりもはるかに公正に分配する方法を確立し、また拡大しようとする固い決意から生じた二重の成果であることを強調するのが望ましい。

(二本建ての資金自賄い方式)

「ロッチテールの人びとは……彼らの事業に対する最初の出資金は彼ら自身の個人的な儉約による貯えから醸出することを決定した。彼らは事業が成功するにつれて、内部留保金をとくに準備金や組合の不動産の減価償却積立金の形で個人が醸出した出資金に加えて組合に蓄積することができた。このような二本立ての資金自賄い方式は経済的にすぐれ、安定性も高いことから、生産者、組織者のいずれの組織を問わず、初期の協同組合運動の間に慣習として広く普及した。

必要な時に適切な額の出資金が準備されさえすれば、この資金自賄い方式は競争経済体制の中にあって協同組合原則の完全な適用をとおして成長し発展してゆくという問題を解決するための協同組合の自立、自主性を強く保証するものである。

そのうえ、出資金という形での個々の蓄積は組合員が組合を支持する誓約でもある。組合員自身の金が危険を負担している事実は自分たちの組合の管理を自分たちが担当する際に将来を予見し慎重に運営に当らせる力強い動機になる。……

一方、組合員は原則として如何に少額でも分相応にできるだけ多くの出資金を、如何なる時にも醸出する義務に服すべきである。

〔評註〕

1. 協同組合の究極の目的 ― 利潤追求との袂別
二つの論点。一つは「富と所得の配分において“公正”と名づけた独特の新社会秩序を確立することは、19世紀後半以降、マルクス主義の社会主義思想が革命、所有制改革、按労働分配の原理を提唱したことを想起する必要がある。空想的社会主義を共通の源泉とする社会主義と協同組合主義の分岐。

もう一つは資本主義経済制度そのものの変貌。株式会社制度と産業資本主義の発展。産業独占、巨大商業資本の形成と資本主義の金融資本主義への転化。二度の世界大戦を通ずる技術革新、資本の高蓄積による現代資本主義への転成。100年余の資本主義経済制度の変貌を通ずる協同組合経済の発展。その指標。

協同組合の企業的発展＝資本蓄積と市場占有率の向上。労使関係の成熟

商業の変貌＝投機商人から手数料商人への転化、協同組合商業の商業利潤節約機能の論拠喪失

協同組合連合会制度の発展と系列機構化

つまり、19世紀社会において「労働者たちが財産や所得の配分に関してそれが彼らの目に不平等であり、正義に反すると映ったために抱くに至った憤懣」の根拠としての旧資本主義経済制度そのものに由来する「究極的な目的」としての「富と所得の配分において“公正”と名づけた独特の新社会秩序」の運動目標としての空洞化。同時に進行する協同組合の企業的発展と組織問題（企業批判）の登場。

2. 協同組合における資本の位置、資本と労働の関係

協同組合の発展において資本は「必要なる悪」とみる見解は古く、「必要」については出資配当が肯定され「悪」については配当制限が主張された。今回のICA決議はこの点について、「資本のために働く労働」「資本所有者のため

に働く労働」をしりぞけ、「資本を使って働く労働」という主張を明らかにした。

この主張の想定する状況は協同組合企業における雇用者と被雇用の労働者の関係のようである。今日の資本主義世界の協同組合における一般的状況はロッヂデールとはちがって“協同組合企業、同企業経営者によって雇用される労働者の労働”である。「資本のために」あるいは「資本所有者のために」働くというモメントは否定できるとしても、それは決して雇われた労働者が「資本を使って働く労働」という状況ではない。

つぎにロッヂデールの先駆者たちが承認した「公正な利率による利子の支払」は、つまり出資高配当であり、「公正な利率」の範囲に制限されるものであった。本決議次節（IV節）冒頭の説く「出資金に対する公正な報酬」であり、出資者に支払われる経営余剰はこれに留まる。「利子や剰余金の分配や使用に関する協同組合の規則」は「経済組織の創造したもの」（価値）を一般社会の「利潤の支配する経済界」の方法と比べて、「はるかに公正に分配する方法」の確立と、その拡大志向の帰結であるとされている。そのような「規則」や「公正な分配」は後述にゆずるとして、その前に「協同組合企業における資本」について考察する。

3. 協同組合企業における資本

社会制度としては資本は貨幣の転化形態として、労働に対する位置にある。協同組合企業もその例外ではない。

イ. 貨幣形態の实在。出資＝調達を介して集積され貨幣資本に転化し、協同組合形態の資本を形成する。

ロ. 資本の投下と運用。生産資本、商品取扱資本、利子生み資本などの形態をもった機能資本に転形する。その機能資本への転形は組合員の経済的需要の充足に拘束され、出資金形態の貨幣資本は機能資本と直接的に結合している。つまり出資金は株式会社企業におけるように、擬制資本に転化しない。

ハ. 貸金＝可変資本への転形。協同組合的機能資本は、不変資本（会計的には流動資産と固

定資産)と可変資本(賃金)に二分されるが、賃金支払いによって取得される労働力商品は、その一般的属性に付加して、組合員子弟の雇用、組合員への奉仕者としての従業員、協同組合活動家、宣伝家としての従業員などの特殊な属性がある。

ニ. 協同組合経営者。協同組合資本の特殊な人格化として実在する。

協同組合資本は社会的資本としてその一般性を貫徹するが同時にその貫徹の過程において協同組合に固有な諸課題を遂行する特殊な資本である。協同組合の経営者もそのような協同組合資本の特殊な人格化である。その人格化における特殊の契機は協同組合に固有の諸課題であり、また資本の人格化の過程は特殊な手続きを要求する。例えば、協同組合における最高出資額の制限、出資金の譲渡の制限あるいは禁止(出資証券の商品への転化の禁止)、出資金配当の制限、経営者選出における一人一票制、つまり持ち株高投票権の否定などである。

ホ. 資本剰余の形成と処分。事業に投下、運用された資本はその事業の遂行を通じて、社会的な価格制度、利子制度の定める差益利潤、利鞘をともなった、つまり増殖した資本として回収される。こうして協同組合企業の経営剰余が形成される。

この経営剰余の形成という企業経営の過程には、組合員、企業経営者および職員が参加する。例えば組合員は商品購買者であり、企業経営者は商品の選択仕入れの決定者であり、職員はその賃金に相当する労働時間(支払労働)を超過した就業時間(不払労働)を働く。このようにして形成された経営剰余は規定の出資高配当を控除したのち、その形成の貢献者に配分される。組合員の利用高配当はその重要な一部分をなす。しかし剰余の全額を出資高配当、利用高配当に振り向けるか、あるいは一部分を従業員に対して労働高配当として配分するか、また、相当額を配分せずに内部留保するかは政策によって決まる。

ヘ. 協同組合と株式会社

資本制社会においては、個別資本の運動は

必ず特定の企業形態をとる。代表的な企業形態が株式会社であることは周知の如くである。株式会社においては資本は株式形態をもって集積され、集積された貨幣資本は機能資本に転化する。機能資本に対して、株式形態の貨幣資本は擬制資本の位置に置かれる。換言すると、株式会社の企業形態においては、株式形態の貨幣資本は現実的に生産的機能を果たす機能資本に対して相対的に独立の運動を営む。そして支配株を所有する株主は機能資本家として機能資本を代表する。「資本の人格化」とはこの場合、機能資本とその代表としての支配株主の関係である。これに対し支配株主以外の株主は機能資本家に対する単なる配当請求権者にすぎない。

協同組合的企業形態においては事情が異なる。その基本的な事情は出資方式にある。すなわち、協同組合における出資は、利用目的のための出資、利用者たる資格を得るための出資であり、出資の願目は協同組合事業の利用、便益の供与を得ることにある。総じて出資者、利用者は協同組合の組合員である。その出資願目を反映して最高出資額が制限されていることである。

協同組合における特有の出資方式によって、まず、支配株の関係は成立せず、したがって出資者の中から機能資本家が成立する事情がない。つぎに利用者の資格を得るための出資者を反映して、利用者=出資者は協同組合事業の運営(方針の決定)に参画し、要求する便益の供与を受けるという関係に由来して機能資本家の成立を制約する。つまり出資者は利用者として協同組合資本の機能を制約、拘束する。第3には、組合員は出資者=利用者として主として利用者の立場において、その代表者を理事に選出し、協同組合の経営権を掌握せしめて、経営者に任ずる。この関係は出資者資本に対して機能資本はつねに直接的に従属的であると云うこともできる。第4に組合員は協同組合事業の利用者としての出資者であって、これに由来して配当請求権の内容は利用高配当と出資高配当の双方にわたる。利用高配当の存在は資本拠出者と資本機能の

直接的な関係を表現し、機能資本に対する拘束、非自立を表現するものである。

ト．組合員による個人持ち分なき自己資本の発生

ICA1966年原則はその「第三部勧告と結論」において「組合の事業運営によって生じた剰余金」は「当該組合の組合員に帰属するもの」とし、組合員の議決により「協同組合の事業発展を図るための準備金」、「共通サービスのための準備金」「組合の利用高に比例した組合員への分配」に充てることができるとした。つまり剰余金の内部留保による自己資本蓄積の容認である。この種の準備金が自己資本にしめる比重は、我が国の農協において43.0%（1980年度）に達した。組合員の個人的持ち分なき資本“共同蓄積金”とも称せられる資本がこのように高い割合をしめるに至ったことは、組合員醸出の出資金の性質に影響を与え、自己資本そのものの性質に影響を与えるものとして、関心を払うものである。

まず第1に、この準備金は組合員が醸出した、利用と結合した出資と比べて異質である。つまり、利用と分離し、その意味では特定の運用目的に拘束されることの少ない、特定の受益者と結合しない、自由な資本である。

第2に剰余の内部留保による準備金の蓄積は形式的に云うと、組合員は自らの醸出した出資金を根拠にして、議決機関において議決権を行使するのであるが、組合員の議決はその醸出した出資金の運用にかかわる域をこえて準備金の運用にかかわる領域にまで及ぶことになる。

第3は、その反面として予想される事態であるが、出資金の根拠なき理事、学識経験理事が自己資本のうちの個人的持ち分に属さぬ部分＝準備金を根拠に議決執行にのぞむことである。準備金部分の自己資本は事業が生み出した剰余の転化形態であり、組合員の関与するところが少ない。この資本部分について組合員選出の理事が「人格化」しないものとするれば、学識経験理事があえて「人格化」することになるであろう。

学識経験理事は本来、資本醸出の基礎を欠

くのであるが、この準備金＝自己資本の蓄積によって資本的基礎を有することになる。この資本部分が組織選出理事によって直接に代表されることがなく「協同組合的所有」の資本として、すべての理事によって代表されるとしても、学識経験理事はそこに資本的基礎を見出すことが可能であろう。学識経験理事が常勤理事として企業管理上の権限を掌握するときは、上記の資本的基礎による地位の強化と相俟って、事実上の経営支配権者となり、株式会社における機能資本家に類似した存在になることも可能であろう。

第4に、準備金＝自己資本という資本的基礎をもつことによる、学識経験理事の権限の事実上の強化は、協同組合企業の性質に影響を及ぼす。すなわち、協同組合の企業的成熟を一段と促進し、協同組合と組合員の関係に影響し、組合員は一面ではますます単純な事業利用者となり、反面ではますます単純な配当請求権者となる。組合員において事業利用と資本醸出という二側面を結合するモメントは漸次に弱体となり、二つの側面は分立するようになる。出資は事実上、配当請求権の根拠と化す。このことは協同組合における資本拠出と資本の現実的形態との関係が、株式会社企業における擬制資本と機能資本の関係に類似したものになったことを示す。

4. 資金自賄い方式

ICA決議の云う「二本立ての資金自賄い方式」とは組合員の「個人的な儉約による貯えから醸出する」出資金、そして「内部留保金とくに準備金や組合の不動産の減価償却積立金の形」の蓄積である。ちなみに同決議第三部「勧告と結論」第4項は剰余金分配の原則を論じて利用高配当と並んで(a)協同組合の事業発展を図るための準備金、(b)共通サービスのための準備金の留保をあげた。

このことはICAの承認する協同組合はその自己資本蓄積（調達）において、初期ロッチデール組合にみる組合員が「彼ら自身の個人的な儉約による貯えから醸出する」出資金だけでなく、内部留保金に依存することを示唆するものであ

る。それでは今日の世相において、協同組合は出資金を如何に評価すべきなのか。

「必要な時に適切な額の出資金が準備されさえすれば、この資金自賄い方式は、競争経済体制の中であって、協同組合原則の完全な適用を通して成長し発展するという問題を解決するための協同組合の自立、自主性を強力に保証するものである。そのうえ出資金という形での個々の蓄積は、組合員が組合を支持するという誓約でもある。組合員自身の資金が危険を負担しているという事実は自分たちの組合の管理を自分たちが担当する際に、将来を予見し慎重に運営に当らせる力強い動機になる」。

協同組合の資本調達における出資金の地位について、ICAは高い評価を与えている。しかし、出資金に対する評価が高ければ高いほど、出資金以外の自己資本の調達、後述する他人資本依存の是認は、協同組合がロッチデール組合の初期とは異なった複雑な事情を抱えるようになったことをしめす。それは「競争の圧力のもとで構造改革を図り、設備を近代化しなければならないという急速な要請」に由来する事情であることは論を待たない。

協同組合の資本調達についてICAは一種の進化論的見解をしめした。すなわち、ロッチデール組合初期の、組合員「自身の個人的な儉約による貯えから醸出する」出資金による調達から、「事業が成功するにつれて内部留保を……出資金に加えて組合に蓄積する」、いわゆる「二本立ての資金自賄い方式」の成立に至る“進化”である。

理論上、出資金と利益余剰の内部留保＝準備金〔つまり後述の如く「個々の組合員が持分請求権をもたない準備金や特別基金といった形態での組合の自己資本」〕とは「資金自賄い方式」として同日に論ずることはできない。協同組合のような経済組織、しばしば資金的結合体でなく人格的結合体であると云われるような経済組織においては所有上、個人的持ち分権の有無のへだたりは大きいからである。資本調達における出資金についてICAは高い評価を与えた。それが妥当であるのは大衆的経済組織として、組合員醸出の出資金は組織の経済的性質にかか

わるからである。しかしそれが組合の「内部」からのものであるにせよ、組合員の「個人的儉約による貯えから醸出」されたものでないことの意味は重要である。

協同組合がその資本調達上、「二本立ての資金自賄い方式」に依存する、つまり内部留保金を導入するに至ったことは協同組合の経済組織体から企業体への進化をしめすものと考えている。内部留保による準備金の蓄積は「組合員が組合を支持という誓約」をしめす出資金とは異質の自己資本を導入することであり、協同組合が企業体としての自らの利益剰余に依拠する、またそうした剰余を生む資本そのものに依拠する道に脚を踏み入れたことである。一つの重要な変化である。

その意味で出資金に立脚する協同組合運営と、内部留保の準備金制度を導入した協同組合経営とは同一に論ずべきでなく、「二本立ての資金自賄い方式」と称して同質性を強調するのは当たらない。とくに決議にみえる「この資金自賄い方式は競争経済体制の中であって、協同組合原則の完全な適用を通して成長し発展するという問題を解決するための協同組合の自立、自主性を強力に保証する」という論述は、それが出資金を意味するものであるならば、首肯できるが、内部留保＝準備金をふくむならば論旨は変る。すなわち、後者であるならば、組合員の資金醸出に依存せず、内部留保の準備金への依存に傾斜するのであれば、云うところの「協同組合の自立、自主性」はまさに協同組合企業の自立、自主性を意味し、とくに組合員経済基盤からの「自立、自主性」となり名実ともに回避すべき事態である。

協同組合における資本蓄積の発展過程は組織体から企業体への“進化”という譬喩が該当するが、それは決して内発的な展開ではなく、ICA決議が随所に指摘するように企業間競争にうち克つための投資、固定資産取得に由来するものである。たえざる増加と更新に迫られる固定資産取得は、それに見合う資本調達、とくに自己資本蓄積を要求する。そうした資本蓄積要求は企業間競争の次元に属するものであって直

ちに組合員の側の要求にはなり難い。この乖離の事情が、資本調達が必要と可能性のずれとなり、他人資本の導入もしくは利益の内部留保＝準備金依存を招来するのである。この現象は大衆的経済組織の側面にかかわるのではなく、企業体的側面にのみかかわるものである。

ICA決議は現代が協同組合における資金調達の困難な時代にあることを示唆し、また、あたかも日本の系統農協を事例とするかのようにして、次の如く指摘している。

第2. 企業間競争と資金調達の多様化

(競争、投資、蓄積)

「経済事業、信用、共済事業などの中央機関をもった、古い歴史のある協同組合運動においては、資金自賄いという原則は、現代の諸条件に照らして、さらに幅広い形態をとることを容認しなければならない。……」

「用意周到な政策によって中央機関に蓄積され、加入組合の共通の同意のもとにその管理を委ねられている資金から、単位組合へ貸出しすることによって、資金自己調達を行うことが全国的な運動となるようにしなければならない。」

「しかし、全国的な組合運動も競争の圧力下にあるのは、構造改革を図り、設備を近代化するという急速な要請などにより、外部からの資金の導入なくしてはその諸事業の資金を調達できなくなる時代すら来るかも知れない。」

(現代協同組合の資本構成と支払利子)

「各国の協同組合運動における資本構成は一様ではない。……それらの大部分を三つの主要な範疇に分類できる。すなわち、

第1が組合員の出資金、

第2は個々の組合員が持ち分請求権をもたない準備金や特別基金といった形態の組合の自己資本

第3が組合員が出資金以外の形で組合に預けている貯金ないし、組合の組合員からの債務をはじめ、銀行、政府、協同組合諸機関など以外からの借入金のすべてを含む借入資本である。

……

第2の資本。「組合内部の原価計算上、利子を計上することはあるにしても、これに対し組合から利子の支払いがなされることはない。

第1の範疇に属する出資金——これを醸出することが組合員の特質をなすものであり、また危険負担に密接に結びついているが——の利率は固定され限定される。

(出資高配当の原則)

「出資金に対して一体どれだけの利子を払うべきか……この問題は原則の問題ではない。利子を支払うべきであるという協同組合原則は存在しない。原則は出資金に対して利子が支払われる場合には、その率は一定の制限されたものであるということである。

それは財貨やサービスを通じて組合が産出した価値から、労働、土地および資本への配分をふくむ必要経費を控除したあとに残る内部留保金、剰余金ないし利益はそれがどんな名称で呼ばれようとも、これを出資金の提供者に分配することは公正と認められないからである。

(出資高配当の政策)

「出資金に対する利子に関する協同組合の政策をこの原則に照らして吟味すると次の四つの異なった場所が考えられる。

その第1は出資金に対する利子は一切払わないことである。この方法は本質的な協同組合原則のいずれとも矛盾するものではない。

第2は、利子は支払うがいかなる時点であっても一般の市場において公正であると認められる率より意識的に低く抑えた率で支払うという方法である。こうした考え方における限定利率は、協同組合諸原則に反するものではない。

第3は利率制限は適用するが、その適用を一定期間に限定するというやり方、つまり、銀行の割引利率あるいは通常の市場の支配的諸条件の下で公正な水準に保たれていると一般にみなされる他の何らかの利率との関連でその限度が上下されるという方法である。この限度は出資金を特殊なものともみず、資本一般ともみなして、資本に対する公正な配分率に等しくしたものである。

……協同組合がこうした長期的な傾向によって設立された水準にその利率の上限を調整すればここでも原則そのものに対する何らの違反も起らないであろう。

最後の第4は、……自分の金を他ではなく、協同組合へ投資するように組合員を仕向けるため、貸金業者がとる特利に似た付加額を、協同組合組織も出資金に対する利子の中に含めなければならないと考える場合である。そのようなことは協同組合的見地からすれば、少なくとも疑わしいものである。にもかかわらず、実際上の立場からもあらゆる現代的な技術装備をそなえ、最大規模の設備をもつ資本主義的企業に対抗して進んでいかねばならない組合運動が、この種の分野においても大幅に増資をしなければならぬことから考慮が払わなければならない。」

(原則と弾力的運用)

「協同組合組織が組合員に配当金だけでなく資本価値そのものの増加をも最終的に期待しうる、利潤追求を目的とする私企業に対してでなく、協同組合に出資したとしても著しい損失をこうむることはないのだと納得させなければならないとするならば、その利益のすべてをもってより高い利益のすべてをもってより高い利率を用意し、資金自賄い方式の維持継続を確保することが必要となるであろう。」

「問題はこのような付加利子は許容しうるものであるかどうか、健全な伝統的な方法に忠実な支払を超過するものなのかどうかである。

もし付加部分が一定限度内のものにすぎないとすればこうした事情のもとに原則から外れることは特別なケースとして検討されるであろう。しかし、その付加部分が相当額に及ぶ場合、上述の如き状況によって適切な弁明がない限りこれを正当化することは難しくおそらく不可能とされる。」

「出資金の利率を一定化するために採られる諸方法や機構について……。協同組合運動の初期の頃、つまり現状よりもはるかに明白な安定

性が存在し、その安定性という特質が永続を図ろうとするすべての協同組合にとって重要であった頃には、出資金の利率は定款に定められていることが多く、その利率は比較的長期間変ることがなかった。……

組合員は利子という形態で何らかの付加所得を期待するよりも安全性を求めて自分の貯蓄を組合の管理下に委ねることの方がはるかに多かったし、また、配当金(利用者配当)の出資金勘定への自動的振替えによってふやしていくために組合に貯蓄をまかせておいた。」

「経済発展が進んでいる国では、今日もう少し融通性のある利子制限制度が要求されている。

もし協同組合運動がますます進歩していく私企業戦線の単なる非戦闘的追随者の地位に甘んずることなく、開拓者たるの役割を果たし、全経済制度をリードしていこうとするならば、資本利用の可能性についての問題全般は、初期の頃考えられたよりはるかに融通性に富むダイナミックな態度で研究しなければならない。

このことはけっしてこれまで認められてきた諸原則から逸脱することを意味するものでなく、その適用をより弾力的な方法に変えることを意味するにすぎない。

協同組合が正当な利子以上のものは一切支払わないという原則に忠実でありさえすれば、定款によって利率を一定化しようと、市場を支配する何らかの基準金利を参考にして短期的に一定化しようと、いずれにしても正に協同組合本来のものであることには変りはない。」

〔評註〕

1. 資金自賄い方式(原則)の概念について

協同組合が企業間競争のもとで、次第に企業体として成熟し、多様な資金調達の方法を講ずるに至ることは上述(引用)の如くである。これについてICA決議は「協同組合の自立、自主性」の保証の見地から、資金自賄い方式(原則)を強調している。しかし、その強調は通常「資金自賄い」とは云えない資金調達や調達条件をもそれに含めるという混乱を伴っている。

まず、協同組合における「資本を使って働く

労働」の関係

資本に対する「公正な利率での利子の支払」の受容

組合員の「個人的な儉約による貯えから醸出する出資金（資本構成の第1）

「準備金や組合の不動産の減価償却積立金の形」の内部留保金の蓄積

換言。組合員が持分請求権をもたない準備金や特別基金といった形態での自己資本（資本構成の第2）。

資金自賄い原則とその「さらに幅広い形態をとることの容認」

競争の圧力下、構造改革を図り、設備近代化の要請による「外部からの資金の導入」

「組合員の貯金、組合の組合員からの債務、その他外部からの借入金を含む借入資本」（資本構成の第3）

「配当金だけでなく資本価値そのものの増殖をも期待できる利潤追求」に応えた高い出資金利子。

（資金自賄いの内容）

「二本立ての資金自賄い方式」（出資金、内部留保金）

中央機関に蓄積された資金の単位組合への貸出しという資金自己調達

配当金、資本価値増殖をふくむ利潤追求に応えた高率出資金利子による「資金自賄い方式の維持継続」

上述にみる資金調達の変化、資本構成の多様化は協同組合的企業の多様性をしめす。また、資金自賄い方式の内実の多様さは、この表現の空疎を思わせる。この場合、資金自賄い方式は論述のように、まず、「競争経済体制の中において、協同組合原則の完全な適用を通して成長し発展するという問題を解決するための協同組合の自立、自主性を強く保証するものである」。

協同組合の自立、自主性を強力に保証するとは何か。それは第1に「二本立ての資金自賄い方式」と云われる、出資金と内部留保＝準備金をふくむ自己資本が調達資本の主要部分をしめることである。源泉が組合員によると協同組合金融機関によるとにかかわらず、借入資本＝他

人資本をふくめることはできない。第2、それらの自己資本（内部留保＝準備金はコストゼロ資金であるから出資金だけが該当するが）に対する配当が「公正な利率」の範囲にとどまることである。この場合、ロッチデールの先駆者が「公正な利率での利子の支払についての要求は受入れたけれども、他の生産諸要素に対して市場平均率による報酬を支払った後に残された剰余の如何なる部分についても、出資者がそれを要求することを拒否した」という故事は重要である。

利潤追求を目的とする私企業に伍して、協同組合企業がその出資金に対し「配当金だけでなく、資本価値そのものの増殖をも最終的に期待しうる」高い利率を準備することは許されない。ましてその「高い利率を用意し、資金自賄い方式の維持継続を確保する」とするならば、その場合、協同組合の資金自賄い方式は「高い利率」そのものによって否定されたと云うべきであろう。なぜなら、そのような「高い利率」の配当義務を背負った出資金はその運用＝事業の遂行を通じて「高い利率」の利潤率を要求し、事業を困難に導くからである。また、そのような「高い利率」の配当の源泉たる利潤に対する要求は、組合員の必要を充足する事業と対立する可能性を含むからである。

2. 競争と蓄積——現代の協同組合モデル——

1937年ICA協同組合原則が漸く協同組合が組織体から企業体へと転化する趨勢のもとでの企業原則を提示したとすれば、今回のICA協同組合原則は、現代資本主義のもとでの企業間競争と協同組合原則の関係を論じたと云える。

まず次の時代認識がみられる。「全国的な協同組合運動も競争の圧力下においては構造改革をはかり、設備を近代化するという急速な要請により、外部資金の導入なしにはその諸事業の資金を調達できなくなる時代さえ来るかも知れない」。

もう一つの時代認識。「実際上の立場からも、あらゆる現代的な技術装備をそなえ、最大規模の設備をもつ資本主義的企業に対抗して進んでいかねばならない組合運動が、この種の分野に

においても大幅に増資をしなければならないことから考慮されなければならない」。

三つめの時代認識。「もし協同組合運動が、ますます進歩していく私企業戦線の単なる非戦闘追随者の地位に甘んずることなく、開拓者たるの役割を果たし、全経済制度をリードしていくとするならば、資本利用の甘能性についての問題全般は初期の頃考えられたよりもはるかに融通性に富むダイナミックな態度で研究しなければならない」。

列挙された時代認識のいずれもが、この時代において協同組合が競争経済制度のもとで、更なる固定資産取得を要求されるとしている。そして、ICA決議は「資本利用の可能性」について「融通性に富むダイナミックな態度」を提唱し、協同組合原則の「適用をより弾力的な方法に変えること」を提唱した。この場合、協同組合が「開拓者たるの役割を果たし全経済制度をリード」することを構想しているのが、それはICA決議の云うように「資本利用の可能性」について「融通性に富むダイナミックな態度」をとることによって達成されるものではないだろう。社会経済制度全般にわたる広範な措置が必要とされるのである。何よりもまず、勤労者階級の組織化とその構成部分としての協同組合的組織化が必要である。

ICA決議はしばしばロッチデールの先駆者たちの業績に論及し、「初期の協同組合運動」の慣習に論及し、今日のへだたりを指摘し、今日の条件のもとで伝統的な協同組合原則の適用の弾力化、融通性ある態度を提起している。それ自体に誤りはない。しかし、ロッチデールの先駆者の生きた時代、協同組合的企業化の時代（20世紀初頭）そして現代資本主義の時代（20世紀末）、それぞれにわたって、協同組合モデルが変遷したことをみるべきであろう。

イ. 初期モデル。資本関係未成熟の事業、単純な協同事業組織。

ロ. 企業体モデル。資本関係のもとでの事業、事業それ自体が資本関係を要求。

事業の継続性は不可避免的に他企業、個人との間に債権、債務関係を生じ、内部的には流動資産、流動負債関係を生ずる。また商業上

では商品取扱い資本の具体形態としての商業施設を取得し、商業労働者を雇用して、資本関係を形成する。

この進化した段階においても、しばしば協同組合企業は三位一体＝出資者、利用者、決定者の一体の関係は可能である。しかし決定が特定の代表者の掌握に移り、代表者が経営者に進化することは事実の示す如くである。

この協同組合企業の指導思想は、「必要悪としての資本」思想であり、「資本を使って働く労働」思想である。資本を必要とするのは、組合員の経済問題解決のための、必要充足の事業であり、その意味での非営利性事業である。この事業にとって資本は必要であり、必要であるから、資本そのものの欲求としての利子＝配当は肯定される。しかし、この資本は「必要なる悪」であるから、悪＝搾取の具体的実現形態としての利子＝配当は制限されなければならない。

この場合、決定的に重要なのは「資金の自賄い原則」である。つまり、協同組合的集団内での資金の自己調達である。自賄い、自己調達であれば、その資金は「必要悪としての資本」という指導思想の影響下にあるからである。

協同組合的集団内での資金の自己調達、具体的には自己資本の蓄積である。しかし、自己資本としてはともに資金の自己調達であるが、その源泉の面で二大別される。すなわち、組合員の「個人的な儉約による貯えから醸出」された出資金と、利益剰余の内部留保された「個々の組合員が持分請求権をもたない準備金や特別基金といった形態での協同組合の自己資本」である。出資金は「出資金という形での個々の蓄積は組合員が組合を支持する誓約でもある」ことによって、協同組合を株式会社から区別する重要な標識である。これと比べて内部留保金はそのような特殊な意味をもたない。むしろ企業経営が「個々の組合員が持分請求権をもたない準備金や特別基金」に依存することによって、協同組合は組合員との結合から乖離し、自立し、企業体としての成熟の度を深めるに至る。

この点で協同組合が主として出資金に依存した段階と内部留保金に依存するに至った段階とは、協同組合の企業体モデルとしては区別されなくてはならない。二つの段階の区別は協同組合企業の固定資産額が自己資本＝出資金額とはほぼ均衡した段階と、増大する固定資産取得に自己資本＝出資金額の増成が追隨できず、内部留保金蓄積によって自己資本不足額を補充するに至った段階という区別である。

この新段階の特徴は、固定資産の取得が先行し、自己資本の蓄積をこえて固定資産額が膨張することである。両者の乖離ははじめは出資金と対比しての固定資産の先行的膨張であり、次いで内部留保金に大きく依存するに至った自己資本に対比しての固定資産の膨張である。したがって内部留保金依存の傾向は、固定資産の先行的膨張、自己資本不足の時代の最初の所産である。

ハ. 他人資本導入モデル〔市場競争モデル〕

この自己資本不足、固定資産の先行的膨張の傾向が自己資本蓄積の可能性を超えたところから他人資本導入、依存の局面を迎えるに至る。

この場合、他人資本とは借入資金である。それが組合員の協同組合信用部に対する貯金の内部流用に属するものであれ、協同組合金融機関からの借入金であれ、すべて借入金は他人資本である。こうした他人資本依存、特に増大する固定資産額に対する自己資本不足に対応する他人資本の導入と依存は、そもそも出資金の醸出、内部留保の蓄積という能力を超えた資本の需要の発生に由来する。そしてこうした資本需要の発生は市場競争の渦中に沈んだ協同組合の経済的進化の進んだ段階に固有の現象である。

協同組合企業経営における他人資本導入モデルの出現は、協同組合の経済的進化の重要な転機をなす。

第1に他人資本導入の対価としての金利負担は協同組合にとっては自己資本の場合の剰余金分配が資本コストに転化したことを意味する。

第2に協同組合と組合員の関係も変化し、かつて組合員は協同組合的経済組織の構成員であったが、今や協同組合的企業とその顧客の地位へと転移した。

第3は、かつて想定された協同組合運営における三位一体関係モデルは崩壊した。〔利用者、出資者、決定主体の一体の崩壊〕。この崩壊を通じて協同組合と組合員の関係が変化し、一般組合員は組合運営、企業経営から疎外され、一面では単なる顧客としての利用者となり、反面では出資金配当の請求権者となり化した。またこの崩壊を通じて組合員に分化が生じ、一方では出資多、利用少の組合員が、他方では出資少、利用多の組合員が、それぞれ堆積される傾向が進んだ。

この組合員の両極分化は同時に、剰余金分配における出資高配当と利用高配当の対立関係を招来した。出資高配当は主として組合員の増資を刺激し、利用高配当は組合員の事業利用を誘導するであろう。いずれにせよ、協同組合における利用するために出資する、利用者となるために出資者となるという同時の関係は終焉する。この同時一体関係の後退、解消の傾向が、協同組合の展開にとって重要な意味をもつのは、これによって協同組合と組合員の関係における、主要側面もしくは主導権が組合員から協同組合＝企業に移行することである。出資者＝利用者〔および＝決定者〕の一体関係はその主導権が組合員の掌中にあつたことを示す。しかし、その一体関係の崩壊を通じて、主導権は協同組合＝企業の側に移り、出資配当は企業側の増資刺激手段となり、利用高配当も企業側の事業利用誘導手段となり、しばしば購買における価格引き、廉価販売、金融における割増し金利という形を生むことになる。

第4は協同組合の指導思想もしくは理念の変化である。初期協同組合もしくは企業体としては未成熟であつて組織体という呼称が適した時期の協同組合にあつては、その経済効果は組合員の個人的経済行為が集団取引に結集したことそれ自体の生み出すものであつた。組織体の経済効果と云うことができる。

しかし、資本化モデルになると、組合員の享受する経済上の効果（効益）は、協同組合の企業経営＝資本活動の経営的な効果に他ならない。そしてその経営効果は市場競争の所産であることは容易に理解できる。ここでは協同組合と組合員の関係は組合員家計経済の総和としての協同組合経済という関係ではもはやなくなり、協同組合企業が組合員に奉仕する関係であり、組合員は受動の立場に立つ。企業の原動力は競争であって、企業は市場競争を通じて組合員に奉仕する。

しかし、本来、競争思想と奉仕思想は異質である。競争は競争企業の利己排他を原動力とするが、奉仕はその本性上、利他である。競争社会においては競争が本源的であるとすれば、奉仕は競争の障害物であってはならず、競争の手段と化す危険性をもっている。

3. 協同組合的資本蓄積運動

ICA決議は協同組合の資本構成を次のように分類した。

第1. 組合員の出資金

第2. 個々の組合員が持ち分請求権をもたない準備金、特別基金といった形態での組合の自己資本。

第3. 組合員が出資金以外の形で組合に預けている貯金ないし組合の組合員からの債務をはじめ、銀行、政府、協同組合諸機関など外部からの借入金のすべてを含む借入資本。

資本構成の三要素は、反面、協同組合的資本蓄積運動の推移を反映する。

第1. 協同組合の必要資本（固定資産）が自己資本、とくに出資金によって充足される状況。例えば、組合員勤労者の経済生活が旺盛であり、その活動量が順調に増大する条件のもとで、その必要を反映して協同組合事業活動が規模を拡大し、その事業資本需要も増大する。その増大する資本需要を、組合員が出資金増成を以て完全に充足する。この増資、資本充足は、組合員の協同組合的事業行動欲を反映し、その結実である。

第2. 協同組合企業が市場占有競争のもとで

事業施設＝固定資産を取得し、それに見合う資本と、事業利益金の内部留保＝準備金、積立金によって充足する状況。例えば一定の成熟をみた協同組合企業がその市場戦略にしたがって、市場占有率を高めるべく事業施設＝固定資産を取得し、積極的な営業を展開する。これは協同組合企業の商略であり、事業を通じて組合員の経済生活に寄与するものであるとしても、ただちに組合員にとって協同組合運動として体得され難い。取得された事業施設＝固定資産によって事業量は順調に増加し、事業利益が取得されて、その内部留保金は既得の固定資産見合いの資本需要を充足してなお余裕がある。この場合、必要資本の全額が内部留保によって充足されたわけである。

第3. 状況は第2と類似し、市場占有率の向上を目ざすという商略にしたがって事業施設＝固定資産が取得される。しかし、それに見合った資本需要は出資金増成、内部留保追加による充足とならず、借入資金すなわち他人資本調達に全面的に依存することになった。こうした財務状況が固定したままで長期に継続することはなく、借入資金依存の資本部分はつづく事業期間に、内部留保、利益配当の振替え増資などの自己資本増によって置換えられるのであるが、それと並行して、新たな事業施設の取得が追加されるため、借入資金＝他人資本依存の財務状況はつづく。

協同組合財務における構造的な自己資本不足。

ここで指摘しなければならないのは、協同組合における構造的な自己資本不足の状況である。その要因の一つは、協同組合における固定資産取得、事業諸費用支出と出資金増成、組合員による費用負担との乖離状況である。そして第2は市場占有をめぐる企業間競争の激化、技術革新、設備投資の競争の激化、総じて固定資産取得の先行である。第3は協同組合の企業的成熟にともなう企業としての相対的自立化と組合員生活経済との乖離関係の深まりである。第4は内部留保蓄積の困難とそれに由来する自己資金不足である。

そしてこれら諸要因に由来する自己資本不足を構造的たらしめたのは、次の事情である。第

1は独占資本主義の経済制度。資本の集積は産業のみならず、商業、金融、保険の分野でも一般的傾向となり、企業間競争において投下される資本規模は拡大の一途をたどる。協同組合の商業、金融、共済事業も例外ではない。

第2. 社会的遊休資本は株式制度などを通じて株式会社の調達のために供されるが、擬制資本制度を欠く協同組合企業には流入しない。協同組合企業においては上記3部分の資本が調達されるが、その基本は自己資本（出資金と準備金）であって、その自己資本は競争＝合理化投資を充足しえない。

第3. 協同組合経済組織の協同組合的企業化。激しい企業間競争のもとで、消費生活用品の分野での技術革新と新商品の登場、売り込み圧力のもとで、そして耐久消費財の比重の向上という条件のもとでは、協同組合は素朴な勤労者の大衆の経済組織の域にとどまることは難しい。協同組合は急速に企業体の道を歩み、企業体として成熟する。企業体として成熟した協同組合においては協同組合は主として事業を介して組合員と接触するものであり、事業の成否が組合と組合員の関係の帰趨を左右する。いま、資本調達問題について云うならば、組合の資本需要を組合員が出資を以て応ずるとすれば、その可能性は事業の成否にかかるとであり、そしてその事業の成否は資本需要の充足にかかると。ここに傾向的な自己資本不足状況が出現する。

4. 協同組合資本3要素の異質性

ICA決議は協同組合の資本構成として3要素を列挙し、まず第1の出資金と第2の準備金を自己資本として、これを第3の借入資本＝他人資本と区別した。そして自己資本のうち、第1の出資金は、その「利子率は固定され、限定されたもの」であること。第2の準備金は「組合内部の原価計算上利子を計上することはない」として、これに対して組合から利子の支払いがなされることはない」とした。当然第3の借入金市場金利が支払われる。

ここでは各種の資金のコスト、あるいは使用上の報酬が論じられたが、協同組合運動における機能の異質性は語られない。すでに紹介した

ことではあるが、前二者は「二本立ての資金自賄い方式」とされるもので、それは第1に「競争経済体制の中において協同組合の原則の完全な適用を通して成長し発展していく問題を解決するための協同組合の自立・自主性を強力に保証するものである」。第2に「出資金という形で個々の蓄積は組合員が組合を支持するという誓約でもある」。それは出資金が組合員「自身の個人的な儉約による貯えから醸出」されたことに由来するようである。

出資金と内部留保の準備金についての説明は同意できる。しかし、次のことも考慮する必要がある。第1, 出資金のすべてが「個人的な儉約による貯え」からのものではなく、組合の組合員に対する配当の振替え出資金をふくむようになったことである。この性質の出資金は「組合員が組合を支持する誓約」と云うべきでなく、むしろ協同組合の利益金のかなり変則的ではあるが、一種の内部留保に等しい。

第2. 資金自賄い方式は「協同組合の自立・自主性」の保証であるとされているが、自己資金のうちの準備金などは、単に「競争経済体制の中において……協同組合の自立・自主性を強力に保証する」ものではなく、協同組合の企業的成熟を促進するものである。企業的成熟をみた協同組合は独立法人格の性質を強くもち、組合員に対する「自立・自主性」を鮮明にする。すなわち、協同組合の資本構成の3要素は統一的に協同組合企業の資本需要を充足する点では同質である。しかし、相互に対立する側面も看過できない。

出資金は「組合員が組合を支持するという誓約」と云われるように、組合と組合員の結合関係の標識でもある。しかし準備金＝内部留保はそれとは逆に協同組合の組織体から企業体への進化の標識であり、企業体としての「自立・自主性」の経済的基礎をなすものである。そして借入資本＝他人資本の導入は、協同組合企業の資本主義的金融制度への依存を深めるものであり、またその資金コストは支払金利を確実に生み出す事業の選択を強制するという意味において、協同組合事業を拘束する契機でもある。三要素の資本は、その性質がそれぞれ異なるもの

であり、その異質性は協同組合経営に異なった反映を与え、しばしば三者それぞれが対立的関係を示す。

第2の「個々の組合員が持ち分請求権をもたない準備金、特別基金」は協同組合組織におい

て如何なる性質の資本であるか。松本登久男氏は「内部留保の充実の問題」を提起し、資本概念として「協同組合的所有」規定を与えている。（『協同組合原則と農業協同組合』全国協同出版 1922年 p120～121）。